平成２７年（フ）第２１４号
千葉県印西市小林大門下１丁目８番地13
債務者　田中　博子
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２３３号
千葉県四街道市大日178番地７（フォンテーヌＣ208）
債務者　高橋　広伸
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２４４号
千葉県佐倉市上志津1669番地76　304
債務者　石澤　円裕
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２４５号
千葉県佐倉市上志津1669番地76　304
債務者　石澤　朋美
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３２号
静岡県菊川市赤土1519番地の１　（102アヨマ）
債務者　藤原　　孝
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第３３号
静岡県菊川市仲島１丁目12番地の２　（ベルネージュ202）
債務者　神谷　和明
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
静岡県菊川市仲島１丁目12番地の２　（ベルネージュ202）
債務者　神谷　真弓
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第１４７９号
札幌市中央区大通西10丁目４番地125　ライオンズマンション第５大通401号
債務者　高木　清子
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４９１号
札幌市東区北21条東14丁目２番18号　ハイムさどや105号
債務者　谷口　直人
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５１２号
北海道江別市大麻晴美町10番地の18　プリムローズ弐番館102
債務者　中島　順一
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５２０号
札幌市清田区美しが丘１条８丁目８番１号　クレストール里塚201号
債務者　山形　翔汰
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５４４号
札幌市北区北29条西６丁目１番10―302号
債務者　錦野　　愛
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５５１号
札幌市手稲区前田６条16丁目４番５号　２Ｆ
債務者　堀井　道春
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５７５号
札幌市白石区栄通18丁目１番７号　ライラックハイツ105号
債務者　後藤　圭司
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６０３号
札幌市北区北19条西２丁目１番28―101号
債務者　山下　盛一
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５２号
群馬県伊勢崎市境美原16番地６　コンフレール境202
債務者　國分　真二
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２６８号
群馬県前橋市朝倉町２丁目９番地　Ｉ―201号
債務者　宮下かず江
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３６０号
埼玉県八潮市大字大曽根1365番地９
債務者　小玉　昌市
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係